

地下水の適正な保全と利用に関する検討会 規約（案）

（名称）

第１条 本検討会は、「地下水の適正な保全と利用に関する検討会」（以下「検討会」という。）と称する。

（目的）

第２条 地下水に関して、全国でより実態把握が進むよう、全国統一的な考え方による地下水採取の実態把握や地下水の適正な保全と利用に向けた実効性のある仕組みのあり方を検討することを目的とする。

（検討会）

第３条 検討会は、別紙に掲げる有識者等で構成する。

２ 検討会に座長を置き、検討会に属する委員のうちから、委員の互選で任命する。

３ 座長は、議長として検討会の議事を整理する。

４ 座長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対し、検討会に出席してその意見を述べる又は説明を行うことを求めることができる。

５ 検討会は、原則として非公開で開催する。

６ 検討会における配付資料は、公開することを原則とする。ただし、座長の判断により非公開とすることができる。

７ 検討会における議事要旨は、検討会後速やかに作成し、公表する。ただし、座長が特に必要と認めるときは、議事要旨の一部を公表しないものとすることができる。

（事務局）

第４条 国土交通省水管理・国土保全局水資源部水資源政策課は、内閣官房水循環政策本部事務局と協力し、検討会の事務局を担う。

２ 事務局は、検討会の運営に関する事務その他の事務を処理する。

（雑則）

第５条 この規約に定めるもののほか、検討会の運営に関し必要な事項は、座長が定める。

（附則）

第１条 この規約は、令和８年３月９日から施行する。

第２条 この規約は、令和９年３月３１日をもって、その効力を失う。ただし、改組及び延長等の必要な措置によって規約の効力を失わないこととしたときは、この限りではない。

地下水の適正な保全と利用に関する検討会

委員名簿

| | |
|-------|----------------------------------|
| 遠藤 崇浩 | 大阪公立大学現代システム科学域教授 |
| 沖 大幹 | 東京大学大学院工学系研究科教授 |
| 奥田 進一 | 拓殖大学政経学部法律政治学科教授 |
| 辻村 真貴 | 筑波大学生命環境系教授 |
| 徳永 朋祥 | 東京大学大学院新領域創成科学研究科 環境システム学専攻教授 |
| 原田 義隆 | 熊本県環境生活部環境局長 |
| 百瀬 正幸 | 安曇野市市民生活部環境課長 |
| 吉原 祥子 | 東京財団政策研究部マネージャー |

(※50 音順、敬称略)